

特 定 不 利 益 処 分

廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））

廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）

廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）

再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））

広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））

無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））

廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第 19 条の 3）

廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 及び第 19 条の 6 第 1 項）